

下水道使用料の改定について

広報

～地域をつなぐ情報紙～

いわくら

2024

11月号

No.1185

特集

下水道使用料を改定します

いわくら

おすい

下水道使用料を改定します

● 問合せ 上下水道課下水道グループ (☎ 38-5815)

この度、公共下水道事業の経営状況の改善を目的として、令和7年4月1日から下水道使用料を改定（値上げ）することとなりました。

市民の皆さんにはご負担をおかけしますが、将来に渡り安定的・持続的なサービスを提供するため、使用料改定にご理解いただきますようお願いいたします。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」



下水道使用料は何に使われているの？

下水道管や処理場の維持管理費など、汚水を処理するための費用等に使われています。

私たち一人一人が毎日流している生活排水。この生活排水が川や海を汚している原因の一つといわれています。私たちは川や海をきれいにし、美しい自然を次の世代に残していかなければなりません。

下水道を整備することで、川や海などの自然環境を守り、衛生的で快適な生活ができる、水路や側溝に流れる生活排水が減り、蚊やハエの発生を防ぐ効果が期待できます。



どうして使用料改定が必要なの？

汚水処理費用※に対して、十分な使用料が得られていないためです。

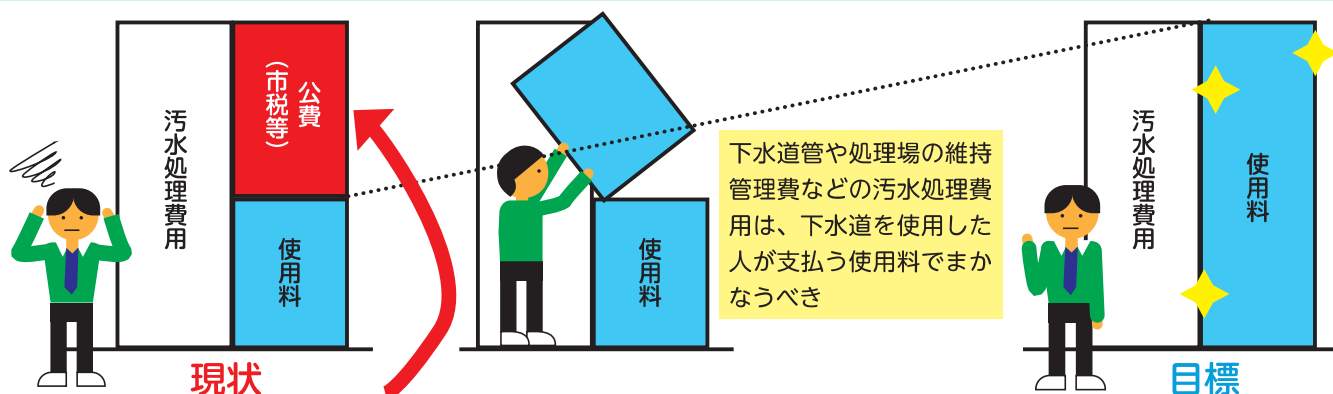


下水道事業は、下水道を使用した人が支払う使用料で経費をまかなうことが原則です。

市では消費税および地方消費税の改正を除き、平成7年2月の供用開始以降、現行の下水道使用料を維持してきましたが、汚水処理費用に対して十分な使用料が得られていないため、不足分を市税等の公費で補填しており、下水道の利益を受けていない人の税金が使われています。

このような状況を改善し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するために、下水道使用料を改定するものです。

※汚水処理費用…下水道管や処理場の維持管理にかかる費用



令和5年度は、汚水1㎡に要した処理費用約150円に対し、得られた使用料は1㎡あたり約85円で、その差額は公費で補填しました。

今回の使用料改定を行っても、汚水処理費用に対して使用料収入が不足している状態です。



今までどのような経費削減の取組をしてきたの？

人件費や委託費などの経費削減に努めてきました。

★主な取組

●人件費の削減・・・部・課の統廃合、検針徴収総合業務の民間委託

●事務経費の削減・・・管路調査業務の共同発注

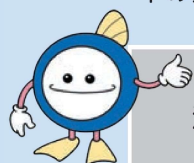
下水道排水設備関係事務を近隣自治体と共同化



新しい使用料金額はどうなりますか？

下の表が改定前後の比較です。基本使用料のみだった 5m³以下の従量使用料を新設しました。

(1カ月あたり・税別)



汚水排出量	改定前 (令和7年3月31日まで)		改定後 (令和7年4月1日から)		差額	
	基本使用料	超過使用料 (1m ³ あたり)	基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたり)	基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたり)
～5m ³ 以下	428円	設定なし	610円	42円	+182円	+42円
5m ³ 超～10m ³ 以下		60円		62円		+2円
10m ³ 超～20m ³ 以下		78円		81円		+3円
20m ³ 超～40m ³ 以下		97円		101円		+4円
40m ³ 超～100m ³ 以下		117円		122円		+5円
100m ³ 超～500m ³ 以下		145円		151円		+6円
500m ³ 超		184円		191円		+7円

下水道使用料のモデルケース

※岩倉市における2カ月の平均排水量は約30m³

(2カ月あたり・税込)

排出量	現行	改定後	差額
10m ³	940円	1,800円	+860円
20m ³	1,600円	2,480円	+880円
30m ³	2,450円	3,370円	+920円
40m ³	3,310円	4,260円	+950円
60m ³	5,450円	6,490円	+1,040円

排出量は使用水量のお知らせの
下水排出量をチェック！

水道料金等は納期限までに納めましょう。
水道料金等のお支払いは、便利な口座振替のご利用を。

今回の使用水量のお知らせ

様

水検番号： マーター口径：020mm
検針番号： マーター番号：

令和6年8月～令和6年9月分

今回指示数	1,600m ³
前回指示数(-)	1,563m ³
取替前使用水量(+)	0m ³
水道使用水量	337m ³
下水排出量	37m ³

<<今回ご請求額>> (うち前払金等引当額 18円)

水道料金	4,070円	(うち前払金等引当額 18円)
下水道使用料	3,060円	(うち前払金等引当額 18円)
合計金額	7,130円	

本日、検針させていただきました。
いつも水道をご利用いただきありがとうございます。
裏面もご確認ください。



他市に比べて割高になるのでは？

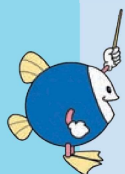
県内他自治体と比較しても割高ではありません。

愛知県内に 50 ある事業体の中で、現在の下水道使用料は安い方に入ります。
改定後もちょうど中ほどに位置することになり、決して割高ではありません。

1 カ月 20㎡使用した場合の使用料の比較（税抜・令和 6 年 10 月 1 日時点）（単位：円）

順位	事業体	下水道使用料	順位	事業体	下水道使用料
1	小牧市	1,438	23	日進市	1,900
2	刈谷市	1,500		岩倉市（改定後）	1,940
2	安城市	1,500	25	豊明市	1,950
4	岩倉市（現在）	1,508	26	北名古屋市	2,000
}			}		
10	犬山市	1,610	30	大口町	2,060
11	名古屋市	1,640	}		
}			38	江南市	2,335
17	扶桑町	1,754	39	一宮市	2,345

※県が公表しているデータを元になっているため、実際の金額とは異なる場合があります。



いつから使用料が変わるの？



偶数月検針地区は令和 7 年 6 月検針（4・5 月使用分）、
奇数月検針地区は令和 7 年 7 月検針（5・6 月使用分）から新料金になります。

	令和 7 年 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
偶数月検針	現行料金		新料金		● 6 月検針	
奇数月検針		現行料金		新料金		● 7 月検針

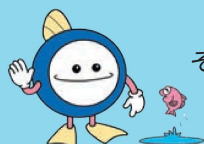
令和 7 年 4 月 1 日改定日



今後また使用料改定を行う予定はありますか？

定期的に見直しを行い、使用料の改定を検討していきます。

今回の使用料改定を行っても、汚水処理費用に対して使用料収入が不足している状態ですので、今後の社会情勢等を考慮しながら継続して審議を行い、段階的に下水道使用料の改定を検討していきます。



その他、下水道使用料改定についての詳細は、市ホームページをご覧ください。

1. 汚水処理費と使用料単価について

1㎡当たり 150円を超 える汚水処 理費（分流 式下水道等 に要する経 費）	分流式負担分 12円/㎡	一般会計繰入金 （基準内） 12円/㎡ 基準内繰入金 国の基準により一般会計から の負担が認められる額
	汚水 処 理 費 150円/㎡	一般会計繰入金 （基準外） 65円/㎡ 基準外繰入金 使用料収入で賄うことができ ないため、一般会計から繰り 入れている額 使用料単価 85円/㎡

(令和5年度)

一般会計 繰入金 40円 使用料 単価 110円 汚水 処 理 費 150円	一般会計 繰入金 20円 使用料 単価 130円 汚水 処 理 費 150円	汚水 処 理 費 150円 使用料 単価 150円
改定1回目（令和7年度）	改定2回目（令和11年度）	改定3回目（令和15年度）

2. 適正な使用料に対する国の方針について

最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³



目標：使用料単価150円/m³

$$\text{※使用料単価} = \frac{\text{使用料}}{\text{有収水量（使用水量）}}$$

3. 改定前後の下水道使用料金表について

(現行) (R6年度まで)

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

区分	基本排出量	基本使用料	超過使用料 (1㎡につき)	
			超過排出量	使用料
一般用	5㎡以下	428円	6～10㎡	60円
			11～20㎡	78円
			21～40㎡	97円
			41～100㎡	117円
			101～500㎡	145円
公衆浴場用	10㎡以下	364円	501㎡以上	184円
			11～100㎡	一般用で算出した額の1/2
			101㎡以上	一般用で算出した額の1/4

(改定後)

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

区分	基本使用料			従量使用料 (1㎡につき)			
	改定1回目 (R7)	改定2回目 (R11)	改定3回目 (R15)	排出量	改定1回目 (R7)	改定2回目 (R11)	改定3回目 (R15)
汚水	610円	800円	980円	0㎡超～5㎡以下	42円	47円	52円
				5㎡超～10㎡以下	62円	70円	78円
				10㎡超～20㎡以下	81円	91円	101円
				20㎡超～40㎡以下	101円	113円	126円
				40㎡超～100㎡以下	122円	136円	151円
				100㎡超～500㎡以下	151円	169円	188円
			500㎡超	191円	214円	238円	

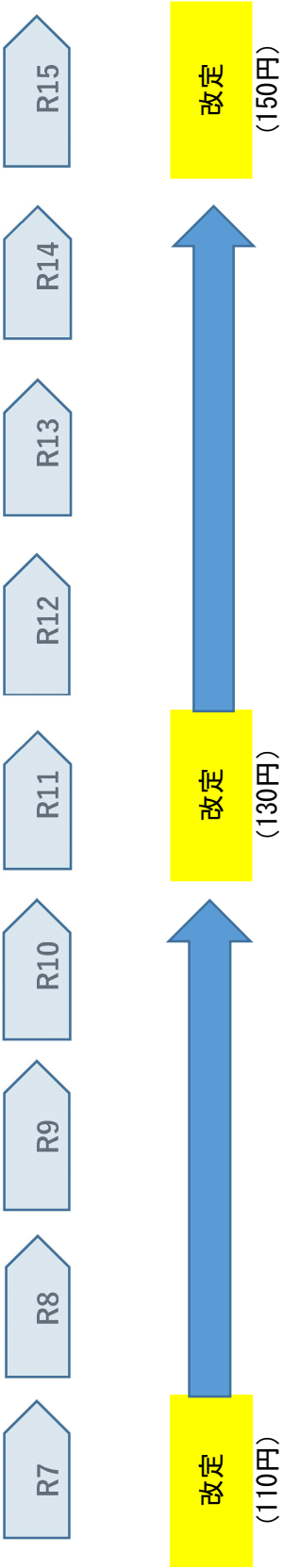
※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て (2回目・3回目は1円未満切り捨て)

2か月使用時のモデルケース (税込) (単位：円)

使用水量	現行 (R6)	改定1回目 (R7)	改定2回目 (R11)	改定3回目 (R15)
10㎡	940	1,800	2,277	2,728
20㎡	1,600	2,480	3,047	3,586
30㎡	2,450	3,370	4,048	4,697
40㎡	3,310	4,260	5,049	5,808
60㎡	5,450	6,490	7,535	8,580

※現行と改定1回目は10円未満切り捨て
改定2・3回目は1円未満切り捨て

4. 下水道使用料改定予定について



() 内は使用料単価

	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	備考
偶数月検針	● 現行料金	● 現行料金	● 4月検針	● 新料金	● 6月検針		6月検針(4月使用分から) 以降新料金
奇数月検針		● 現行料金	● 現行料金	● 5月検針	● 新料金	● 7月検針	7月検針(5月使用分から) 以降新料金

R7.4.1改定日

5. 県内自治体との使用料比較について

1 か月20㎡使用した場合 (税抜)

順位	事業体	下水道使用料
1	小牧市	1,438
2	刈谷市	1,500
3	常滑市	1,550
4	碧南市	1,600
4	高浜市	1,600
4	田原市	1,600
7	犬山市	1,610
8	名古屋市	1,640
9	武豊町	1,700
9	幸田町	1,700
11	安城市 R7.4	1,750
12	扶桑町	1,754
13	岡崎市	1,850
13	大府市 R7.4	1,850
15	西尾市	1,900
16	豊田市 R7.4	1,940
16	岩倉市 R7.4	1,940
18	東海市 R7.4	1,950
18	豊明市	1,950
20	北名古屋市	2,000
20	豊山町	2,000
22	知多市	2,020
23	大口町	2,060
24	豊橋市 (公下)	2,070
25	みよし市 R7.4	2,150
25	知立市	2,150

R7. 4月時点

順位	事業体	下水道使用料
27	阿久比町 R7.4	2,200
27	稲沢市	2,200
27	尾張旭市	2,200
27	大治町	2,200
31	瀬戸市 R6.12	2,230
32	半田市	2,250
—	岩倉市 R11 (予定)	2,295
33	蒲郡市	2,299
34	江南市	2,335
35	一宮市 R6.10	2,345
36	東郷町 R7.4	2,370
37	あま市	2,400
38	日進市 R7.4	2,440
38	長久手市 R7.4	2,440
40	東浦町	2,550
41	津島市	2,565
42	清須市	2,600
42	蟹江町	2,600
44	豊川市 R7.3	2,615
45	新城市	2,630
—	岩倉市 R15 (予定)	2,640
46	春日井市	2,650
47	愛西市	3,000
47	弥富市	3,000
49	設楽町	3,300
49	東栄町	3,300

※各市町のホームページ等で公表されている情報を基に作成しています。なお、税込額を割り戻して税抜額を算出した自治体もあるため、実際の使用料額とは異なる場合があります。